

## 子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子どもたちを力強く支援し、その未来を開く観点から子育て世帯へ臨時特別給付金が支給されます。

### 問 こども未来課

子育て世帯への臨時特別給付金窓口

☎ 234 - 6150

### 臨時特別給付金

- 対象児童** 次の①～③のいずれかに該当する児童
- ①平成18年4月2日～令和3年9月30日に生まれた、児童手当(本則給付<sup>■</sup>)支給対象の児童
  - ②令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童。ただし、その児童が婚姻している場合を除く  
※保護者の所得が、児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合に限る
  - ③令和4年3月31日までに生まれた、児童手当(本則給付)支給対象児童

※児童手当の特例給付(児童1人につき5千円の手当)を受給している人は、今回の特別給付金支給の対象外です。

**支給対象者** 対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度が高い人(児童手当受給者かそれに準じる人)

**給付額** 対象児童1人当たり一律5万円

※追加給付5万円の給付方法(現金給付)については、決定次第お知らせします。

### 詐欺などにご注意ください!

自宅や携帯電話へ町から問い合わせを行うことはありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに町か最寄りの警察にご連絡ください。

■本則給付とは、児童1人につき月額1万円または1万5千円の手当のことです。

### 申請が不要な世帯

- ア)対象児童①に該当する世帯(公務員の世帯を除く)
  - イ)アの世帯で、対象児童②に該当する世帯
- ア…児童手当を受給している口座へ、令和3年12月23日に振り込み済み
- イ…1月下旬に振り込みのお知らせを送付

### 申請が必要な世帯

- ウ)対象児童①に該当する公務員世帯
- エ)対象児童②に該当し、中学生以下の児童がいない世帯
- オ)対象児童③に該当する新生児がいる世帯

ウ・エ・オに該当する世帯には申請書を送付します(1月下旬予定)。所得制限については、資料を同封しますのでご確認ください。

原則郵送での申請をお願いします。

申請書などは、町ホームページからダウンロードすることもできます。



**申請者** 生計を維持する程度が高い(所得が高い)人  
**申請期間** 2月1日(火)～3月31日(木)

※できる限り2月末日までの申請にご協力ください。

**申請場所** 役場仮設庁舎1階

「子育て世帯への臨時特別給付金窓口」

### 必要なもの

- ・申請書
- ・申請者の本人確認書類(運転免許証など)の写し(代理人が窓口で申請する場合、申請者本人と代理人両方の本人確認書類が必要)
- ・申請者名義の通帳かキャッシュカードの写し
- ・【公務員の場合】令和3年9月分の児童手当を受給していることがわかる書類
- ・【申請者が配偶者が令和3年1月1日現在で、町に住民登録がない場合】令和3年度所得課税証明書(個人分)
- ・【別居の児童を監護している場合】児童の住民票謄本
- ・【里親の場合】対象児童が委託されていることを明らかにできる書類

※申請者の状況により、別途追加書類の提出をお願いする場合があります。